



大仙市こども計画

— 概要版 —

令和7年度 ▶ 令和11年度



第1章 こども計画について

計画策定の趣旨

大仙市では、全ての市民がこどもの権利を尊重し、多様な問題からこどもを守りながら健やかな育ちを支えるとともに、地域社会が一体となって子育てに適した環境を整える必要があることから、平成26年3月に「大仙市子ども条例」を制定し、こどもが心豊かで健やかに育つことができ、子育てに夢や喜びを感じることができるまちづくりを進めてきました。

しかしながら、コロナ禍や物価高騰なども相まって加速する少子化や、核家族・夫婦共働き世帯の増加等による家庭環境の変化、地域コミュニティの希薄化等により、こども・若者や子育て世帯を取り巻く環境は絶えず変化しております。

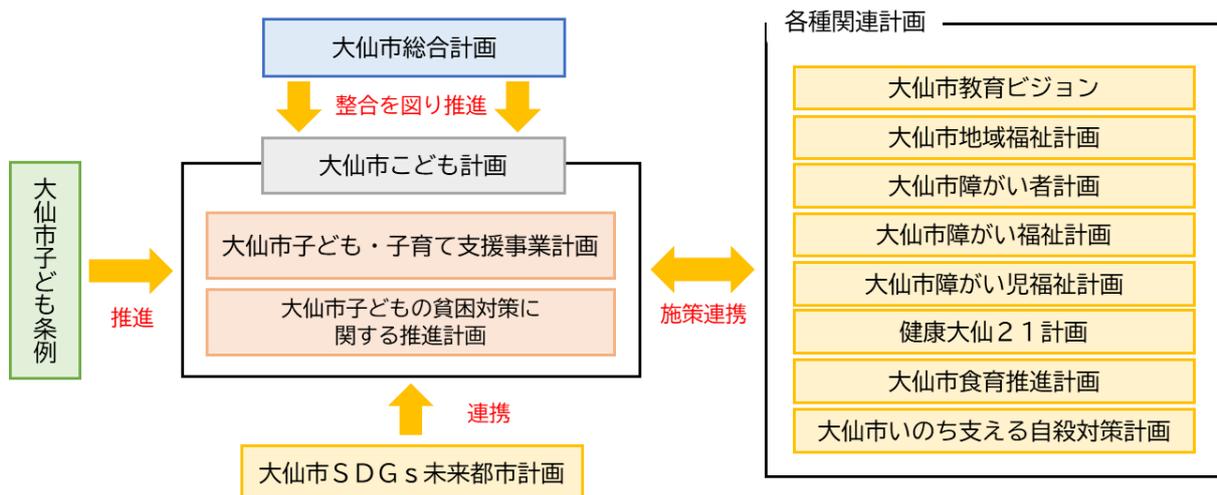
こうした中、国においては、令和5年4月にこども家庭庁が発足し、こども・子育て支援の推進体制が着実に整備されてきており、こどもの権利を包括的に定めた「こども基本法」が制定されるなど、「こどもまんなか社会」の実現に向け大きな一歩を踏み出しました。

本計画は、こうした国の動きを踏まえ、こども施策に全体として統一的に横串を刺し、こども・子育て施策に関する総合計画として策定します。

計画の位置づけ

本計画は、こども基本法第10条第2項に基づく「市町村こども計画」として策定します。

また、「大仙市子ども条例」に定められた基本理念のもと、こども・子育て施策を具体的に推進する基本計画としての性質をもち合わせており、本市のこども・子育てに係る総合計画として、「大仙市子ども・子育て支援事業計画」及び「大仙市子どもの貧困対策に関する推進計画」の既存の2つの計画を包含し、その他関連計画との整合を図りながら策定します。



計画期間

令和7（2025）年度から
令和11（2029）年度までの5年間

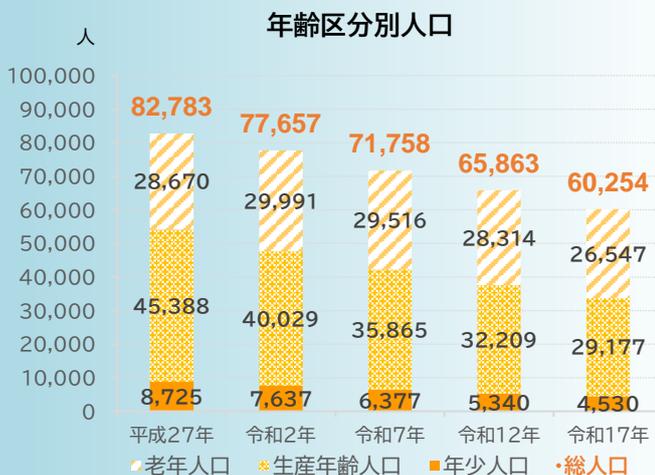
計画の対象

0歳から概ね39歳までのこども・若者と、
子育て当事者を対象とします。

※子育て当事者…保護者を含む子育てに関わる者（祖父母等）

第2章 大仙市の現状

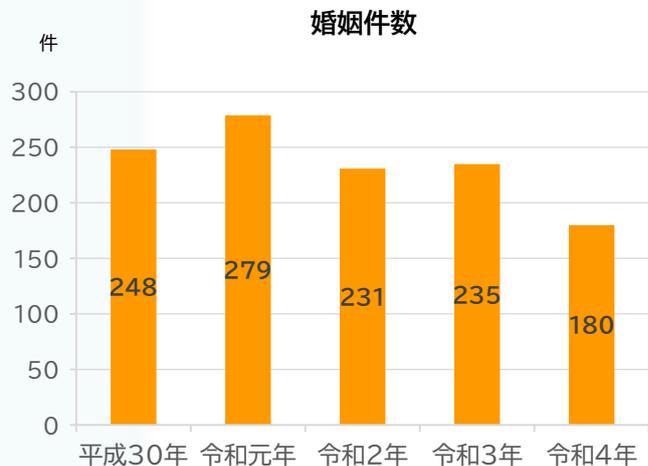
人口の推移



本市の総人口は、平成27年は82,783人でしたが、令和2年には8万人を割り込み、年少人口(0歳~14歳)も減少しています。推計人口は今後も減少傾向が続き、令和17年には約6万人となり、年少人口についても平成27年から約48%の減少が予想されています。

出典：総務省「国勢調査」(各年10月1日現在)
社人研「日本の地域別将来推計人口(令和5(2023)年推計)」

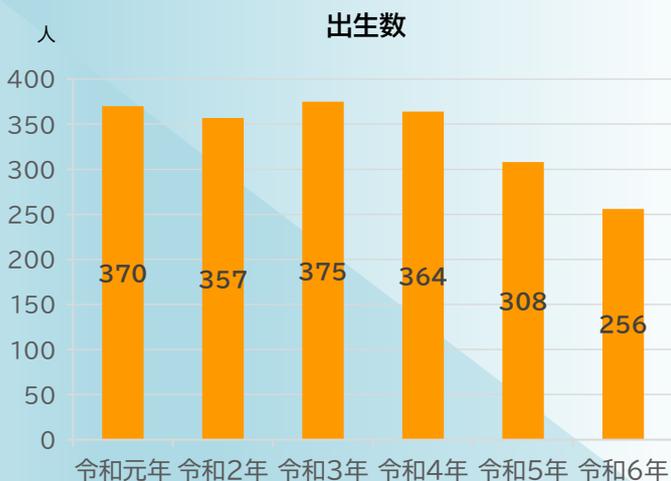
婚姻の動向



少子化の大きな要因とされる未婚化・晩婚化が全国的に進行しているなか、本市の婚姻件数も減少傾向にあり、令和4年には直近5年間で初めて200件を割り込んでいます。

出典：秋田県「秋田県衛生統計年鑑」(各年1~12月)

出生の動向



本市の出生数は減少傾向にあり、令和元年以降は400人を超えることなく推移しており、令和5年には308人まで減少し、令和6年は300人を大幅に割り込みました。

出典：大仙市市民部市民課(各年1~12月)

就労の状況



本市における女性の就業率は、結婚や子育てにより離職することで生じる「M字カーブ」がなだらかに改善しており、ワーク・ライフ・バランスの確保に向けた取組の充実等により、離職防止が図られてきていることがうかがえます。

出典：総務省「令和2年国勢調査」(令和2年10月1日現在)

基本理念

全てのこどもがこころ豊かで健やかに育つとともに、
子育て当事者が安心して子育てを楽しむことができるまち

基本的な視点

計画を推進するにあたって、基本となる**4つの視点**を設定し、こども・子育て施策に取り組みます。

①こども・若者一人ひとりを 権利の主体として尊重します

こどもや若者の「声」を真摯に受け止め、意見や選択を尊重し、その最善の利益が優先して考慮されるよう努めます。

②すべてのこども・子育て家庭を支援します

全てのこども・子育て家庭がひとしく支援を受けられ、生まれ育った環境に左右されることなく、一人ひとりが健やかな育ちを保障されるよう取り組みます。

③こども・若者のライフステージに応じて 切れ目なく支援します

それぞれのライフステージ特有の課題が、どのような意味をもち、どのような点に留意すべきか踏まえ、切れ目ない支援に努めます。

④地域社会全体で、こども・若者を支援します

家庭や就学前教育・保育施設、学校、地域、事業者、行政などが、それぞれの特性を活かしながら連携・協働し、こども・若者の成長の支援に努めます。

基本目標

基本理念のもと、基本的視点にのっとり様々な施策を実施するにあたり、取組の方向性を示すものとして支援の対象ごとに**5つの基本目標**を掲げます。

目標Ⅰ すべてのこどもの生まれ持った環境に左右されることのない幸せな成長を支えます

目標Ⅱ 誰もが安心してこどもを産み育てることができる環境をつくります

目標Ⅲ こどもの健やかな成長と郷土を愛する豊かな心の育ちを支援します

目標Ⅳ 若者の夢と希望を応援します

目標Ⅴ 安心感と自己肯定感をもてる、ゆとりある子育てをサポートします

第4章 取組の方向性と施策

目標 I

すべてのこどもの生まれ持った環境に

左右されることのない幸せな成長を支えます

【すべての成長過程（ライフステージ）を通じた支援】

◆取組の方向性①

こどもの権利の保障

●具体的な施策

- (1) こどもの権利に関する理解促進
- (2) こどもの意見表明の場の確保
- (3) 児童虐待防止対策の充実、保護・支援・アフターケアの推進
- (4) いじめ、不登校、困難に直面するこどもへの支援
- (5) ヤングケアラーへの支援
- (6) 自殺や犯罪からこども・若者を守る取組

◆取組の方向性②

こどもの居場所づくり、
多様な遊び・学び・体験の機会創出

●具体的な施策

- (1) 安心して過ごせる居場所づくり
- (2) 遊び・学び・体験の機会の充実

◆取組の方向性③

こどもの貧困の解消に向けた対策

●具体的な施策

- (1) 学びの機会の提供
- (2) こどもの貧困に対する相談・サポート体制の充実
- (3) 保護者の就労支援
- (4) 生活の安定に資するための経済的支援

◆取組の方向性④

障がいに対する支援や医療的ケアが
必要なこども・若者への支援

●具体的な施策

- (1) 障がいに対する理解の促進
- (2) 障がいをもつこども・若者に係る経済的負担の軽減
- (3) 障がいをもつこども・若者に係る日常的負担の軽減
- (4) 生きがいのある生活の実現に向けた支援
- (5) 障がい児や医療的ケア児の受け入れ体制の整備
- (6) 切れ目のない支援体制の整備

目標 II

誰もが安心してこどもを産み育てることができる環境をつくります

【こどもの誕生前から幼児期における支援】

◆取組の方向性①

妊娠前から妊娠期、出産、乳幼児期
における切れ目のない保健・医療の提供

●具体的な施策

- (1) プレコンセプションケアの推進
- (2) 不妊治療への支援
- (3) 情報提供・相談事業の充実
- (4) 産前・産後支援の充実と体制強化
- (5) 乳幼児の健やかな発育・発達の促進

◆取組の方向性②

幼児期までの成長の支援と遊びの充実

●具体的な施策

- (1) 就学前教育・保育事業の充実
- (2) 多様な保育ニーズに対応した事業の充実
- (3) 幼児教育と小学校教育の円滑な接続の支援
- (4) 就学前教育・保育運営事業者への支援

目標
Ⅲ

こどもの健やかな成長と郷土を愛する豊かな心の育ちを支援します

【こどもの学童期・思春期における支援】

◆取組の方向性①

こどもの学び・育ちの支援

●具体的な施策

- (1)学校教育の充実
- (2)学びと社会の連携促進
- (3)地域のスポーツ・生涯学習・郷土学習の推進
- (4)放課後児童の安全・安心な居場所づくり

◆取組の方向性②

心身の健康等についての情報提供や
こころのケアの充実

●具体的な施策

- (1)心身の健康に関する情報提供とケアの充実
- (2)非行防止と自立支援

目標
Ⅳ

若者の夢と希望を応援します

【こどもの青年期における支援】

◆取組の方向性①

就労支援、雇用の安定のための取組

●具体的な施策

- (1)就職・起業支援
- (2)若者の活動・社会参画の機会の充実
- (3)若者無業者(ニート等)の職業的自立支援

◆取組の方向性②

出会い・結婚への支援

●具体的な施策

- (1)出会いの機会の創出
- (2)出会いの場の変化に合わせた支援
- (3)結婚観・家族観の醸成
- (4)結婚に伴う新生活への支援

目標
Ⅴ

安心感と自己肯定感をもてる、ゆとりある子育てをサポートします

【子育て当事者に対する支援】

◆取組の方向性①

子育てや教育に関する経済的負担の軽減

●具体的な施策

- (1)子育て全般に関する経済的負担の軽減
- (2)未就学児に関する経済的負担の軽減
- (3)義務教育に関する経済的負担の軽減
- (4)高等教育に関する経済的負担の軽減

◆取組の方向性②

ひとり親家庭への支援

●具体的な施策

- (1)経済的負担の軽減と雇用の安定に向けた支援
- (2)家庭に寄り添った相談・生活支援
- (3)ひとり親同士の交流の場の創出

◆取組の方向性③

ワーク・ライフ・バランスの推進

●具体的な施策

- (1)子育てと両立しやすい働き方の促進
- (2)男性の育児休業が当たり前の社会づくり
- (3)時間貧困対策、家事・育児負担の軽減

◆取組の方向性④

子育て世帯が住み続けたくなる環境づくり

●具体的な施策

- (1)子育てにやさしい生活環境の整備
- (2)子育てに関する相談体制の充実

第5章 大仙市子ども・子育て支援事業計画 ～ニーズとサービス量の見込み～

「大仙市こども計画」に内包される「子ども・子育て支援事業計画」は、計画期間における幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業等について、現在の利用状況や今後の利用希望等を踏まえた量の見込みを設定し、市の現状や将来的な事業提供の見込み等を勘案した上で、具体的な教育・保育の提供方針として内容を定めます。

教育・保育提供区域の設定

教育・保育施設等の利用者は、おおむね旧市町村毎に設置された居住地付近の施設を利用しているため、提供区域を地域自治区単位の8区域と設定します。

「子育て短期支援事業」、「病児・病後児保育事業」、「ファミリー・サポート・センター事業」、「利用者支援事業」、「乳児家庭全戸訪問事業」等は、教育・保育提供区域を大仙市全域とし、一体的に事業を実施します。



主要事業の確保の方針

●教育・保育事業（認定こども園、認可保育所等）

市全体では利用定員がニーズ量を上回るため、利用希望者を十分に受け入れることができる見込みです。各地域のニーズ量と実情に応じた施設整備を行い、良質で適切な保育環境を提供します。

●放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

地域によって異なるニーズ量に対応するため、学校の余裕教室や公共施設の活用、施設整備等を検討し、児童の健全育成のための受け皿を確保します。民間委託化による強みを生かし、放課後児童支援員及び補助員の確保と専門的研修等の実施により利用者満足度の向上を図ります。

大仙市こども計画【概要版】

令和7年3月

発行 大仙市
〒014-8601 秋田県大仙市大曲花園町1番1号
TEL: 0187-63-1111 (代)
FAX: 0187-63-8811
URL: <https://www.city.daisen.lg.jp/>
編集 大仙市こども未来部こども政策課

